

## 第17節 生活必需品等供給計画

第1項 災害救助法に基づく措置

第2項 生活必需品等供給計画

### 《基本方針》

市は、被災者に対し寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、供給協定を締結する等平素から取扱業者及び調達可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保と配給に期する。

### 第1項 災害救助法に基づく措置

#### 1. 対象者

##### 《給貸与対象者》

- ア. 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- イ. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- ウ. 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

#### 2. 物資の調達及び配給

##### (1) 生活必需品の種類

##### 《日用品の種類》

ア. 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ. 被服・衣料品	洋服、作業衣、婦人服、子供服等、肌着、大人用おむつ等
ウ. 保育用品	哺乳瓶、紙おむつ等
エ. 身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
オ. 炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
カ. 食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
キ. 日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等の類
ク. 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
ケ. その他	

##### (2) 物資調達先

衣料生活必需物資は、市が一括購入、または備蓄物資から放出し、市長を通じて“災害救助班”が避難所等において分配する。

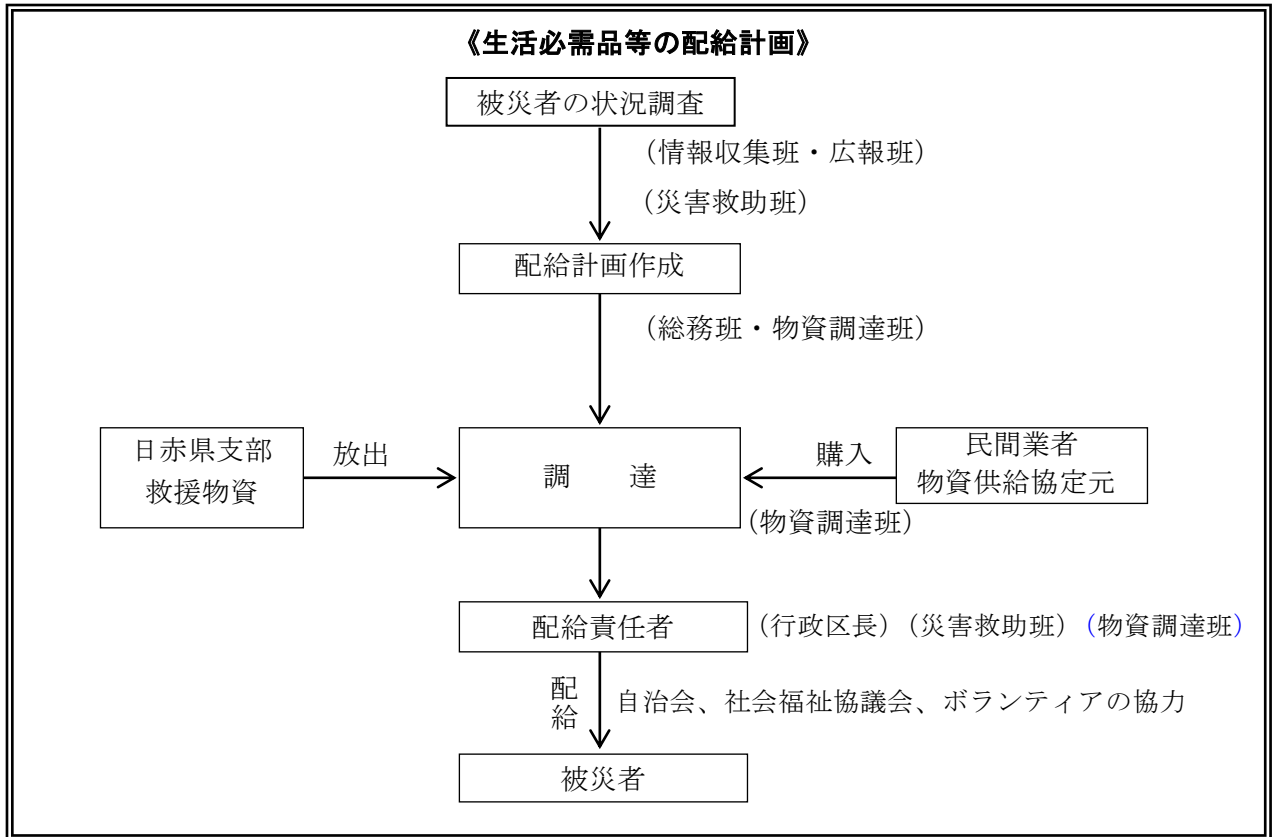
必要量が確保できない場合は県に要請する。

##### 《物資の調達先》

- ア. 日本赤十字社福岡県支部（救援物資）
  - イ. 民間業者（協定締結先含）
- （市で調達が困難な場合、県、その他市町村に要請）

(3) 配給方法

“災害救助班”が配給計画に基づき、区長を通じて、自治会、社会福祉協議会またはボランティアの協力を得て分配する。



**3. 給（貸）与期間**

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

**4. 調達・援助された物資の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保**

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された物資の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

**第2項 生活必需品等供給計画**

**1. 生活必需品等供給計画**

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその各市町村等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。